

(別紙)

「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」(平成26年12月25日付け府政共生第1208号・雇児発1225第9号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="779 576 1081 703">府政共生第1208号 雇児発1225第9号 平成26年12月25日</p> <p data-bbox="645 767 1081 895"><u>[最終改正] 府子本第384号</u> <u>子発0331第6号</u> <u>令和5年3月31日</u></p> <p data-bbox="237 1011 521 1139">都道府県知事 各 指定都市長 殿 中核市長</p> <p data-bbox="416 1251 943 1327">内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 武川光夫</p>	<p data-bbox="1653 576 1955 703">府政共生第1208号 雇児発1225第9号 平成26年12月25日</p> <p data-bbox="1518 767 1955 895"><u>[最終改正] 府子本第906号</u> <u>子発0910第3号</u> <u>令和2年9月10日</u></p> <p data-bbox="1111 1011 1395 1139">都道府県知事 各 指定都市長 殿 中核市長</p> <p data-bbox="1290 1251 1816 1327">内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 武川光夫</p>

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
安藤 よし子

(印影印刷)

子ども・子育て支援新制度における
事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて（通知）

事業所内保育事業については、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に市町村認可事業として位置付けられ、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第 1 項に規定する確認を受けた事業所内保育事業については、地域型保育給付の対象とされたところである。

事業所内保育事業の運用については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成 26 年雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」などにおいてお示ししているところであるが、それらに加え、事業所内保育事業

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
安藤 よし子

(印影印刷)

子ども・子育て支援新制度における
事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて（通知）

事業所内保育事業については、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に市町村認可事業として位置付けられ、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第 1 項に規定する確認を受けた事業所内保育事業については、地域型保育給付の対象とされたところである。

事業所内保育事業の運用については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成 26 年雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」などにおいてお示ししているところであるが、それらに加え、事業所内保育事業

の利用定員のうち法第6条の3第12項第1号イに規定する「事業主がその雇用する労働者」又は「事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者」、同号ロに規定する「事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者」又は「事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者」及び同号ハに規定する「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく共済組合その他の内閣府令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として内閣府令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）」又は「共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員」（以下「従業員等」という。）の監護する乳児又は幼児が利用する定員枠（以下「従業員枠」という。）については、当該事業所の従業員等に対する福利厚生等の側面があり、当該事業所内保育事業所所在地以外の複数の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から常態的に保育利用されることが考えられるなど、他の保育利用と異なる取扱いが想定されるため、その運用上の取扱いを下記のとおり示すこととしたので、貴管内の関係者に対して、これを周知し、その運用に遺漏なきよう御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

の利用定員のうち法第6条の3第12項第1号イに規定する「事業主がその雇用する労働者」又は「事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者」、同号ロに規定する「事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者」又は「事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者」及び同号ハに規定する「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）」又は「共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員」（以下「従業員等」という。）の監護する乳児又は幼児が利用する定員枠（以下「従業員枠」という。）については、当該事業所の従業員等に対する福利厚生等の側面があり、当該事業所内保育事業所所在地以外の複数の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から常態的に保育利用されることが考えられるなど、他の保育利用と異なる取扱いが想定されるため、その運用上の取扱いを下記のとおり示すこととしたので、貴管内の関係者に対して、これを周知し、その運用に遺漏なきよう御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 通常の保育利用と事業所内保育事業所の従業員枠に係る保育利用について

子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業については、他の家庭的保育事業等（法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）と同様、原則的には、子ども・子育て支援法第 20 条第 1 項の規定による認定であって同法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係るものを受けた子ども（以下「3号認定子ども」という。）の利用を対象としている。

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（事業所内保育事業所の従業員枠に係る利用を除く。）（以下「保育所等」という。）の保育を利用するに当たっては、子ども・子育て支援法第 20 条第 1 項の規定に基づく認定であって同法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係るもの又は同法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係るもの（以下「保育認定」という。）を受けた上で、市町村が法第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行い、実際の保育利用を行うこととなる。

他方、従業員枠を利用希望する当該事業所の従業員等については、事業者が従業員等のための福利厚生等の観点などから設置する性質上、他の保育所等と同様の利用調整は行わず、当該従業員枠の利用を希望する保育認定を受けた従業員等につき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 39 条第 2 項及び第 3 項を踏まえ、当該事業所内保育事業所が利用者を

1. 通常の保育利用と事業所内保育事業所の従業員枠に係る保育利用について

子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業については、他の家庭的保育事業等（法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）と同様、原則的には、子ども・子育て支援法第 20 条第 1 項の規定による認定であって同法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係るものを受けた子ども（以下「3号認定子ども」という。）の利用を対象としている。

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（事業所内保育事業所の従業員枠に係る利用を除く。）（以下「保育所等」という。）の保育を利用するに当たっては、子ども・子育て支援法第 20 条第 1 項の規定に基づく認定であって同法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係るもの又は同法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係るもの（以下「保育認定」という。）を受けた上で、市町村が法第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行い、実際の保育利用を行うこととなる。

他方、従業員枠を利用希望する当該事業所の従業員等については、事業者が従業員等のための福利厚生等の観点などから設置する性質上、他の保育所等と同様の利用調整は行わず、当該従業員枠の利用を希望する保育認定を受けた従業員等につき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 39 条第 2 項及び第 3 項を踏まえ、当該事業所内保育事業所が利用者を

選定することとしている。

[2.・3. 略]

選定することとしている。

[2.・3. 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。